

京都市消防局訓令甲第10号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局救急規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第6条に次の1項を加える。

- 局長は、別に定める救命士の資格を有する救助隊員が、救急隊と連携して次章第2節の規定による観察、応急処置及び救急救命処置を行う場合は、同隊員を当該救急隊の隊員とみなす。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(消防局警防部救急課)